

石巻市復興推進計画(案)

平成 27 年 10 月 日

宮城県石巻市

1. 計画の区域
石巻市全域

2. 計画の目標

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、東北地方の沿岸部を中心に甚大な被害をもたらした。本市においても沿岸地域が津波によって壊滅的な被害を受けたほか、本市内の全域において、全半壊又は一部損壊した建物が 56,698 棟（被災前全住家数の 76.6%）にのぼるなど、住宅や、水道をはじめとする社会インフラ等に甚大な影響を及ぼしている。また、本市の重要な産業である農林水産業及び関連する産業である製造業も主要な工場や事業所等が震災による甚大な被害を受けており、震災以前の取引関係を維持することが困難な状況にあり、早急に生産活動を震災以前の水準に戻すことが必要不可欠である。

このような中で、宮城県が策定した「宮城県震災復興計画」において林業については、木材製品の安定供給に向けた取組を支援し、林業・木材産業経営の一層の効率化を進め、経営力強化を図るとともに、効率的な森林整備と県産材の安定供給を推進することを目指しているほか、本市が策定した「石巻市震災復興基本計画」においても、林業については、合板製造業や製材業を始めとする関連産業の早期復旧を図ることとしている。

かかる状況において、本市の重要な産業のひとつである木材・木製品製造業の集積・振興に向けた取り組みを通して、本市の林業及び関連する産業の体質の強化を推進する。

3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

本市での林業及び関連する産業の体質強化を図るため、本市の中核的産業である木材・木製品製造業について、立地企業の型枠合板製造設備の整備を支援する。

4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

① 事業の内容

本市に新設立地するエスコート株式会社（以下「対象事業者」という。）が型枠合板製造設備を整備するために必要な資金を西北プライウッド株式会社を通じて貸し付ける事業。

②貸付けの対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

本市において木材・木製品製造業は、平成25年の製造品出荷額が439億円と本市内の製造業合計の15.1%を占め、全製造業中第2位にある中核的産業である。

しかしながら、主要な国産材受入先である合板工場等が立地する本市沿岸地域が津波により壊滅的な被害を受け、更には周辺地域の林業活動にも影響が及んでいる状況にある。当事業は、間伐等により生じた国産材を活用した合板を製造する型枠合板製造設備の整備であり、森林資源の有効活用に繋がることに加え、間伐材の活用により木材の受入及び流通が促進されることで、林業及び関連する産業の体質強化に寄与するものである。さらに、投資の規模としても本市の木材・木製品製造業の平均設備投資額を上回っている。

以上により、当事業は本市の中核的産業である木材・木製品製造業の製造品出荷額を押し上げ、計画の目標にある「木材・木製品製造業の集積・振興に向けた取り組みを通して、本市の林業及び関連する産業の体質強化を推進する」ために必要かつ有効なものといえる。

③施行規則第2条に規定する該当事業

施行規則第2条第2号

④利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名

株式会社日本政策投資銀行

⑤特別の措置

本事業を実施するものに対して必要な資金（3億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第44条の規定に基づく措置）

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

新たに整備される型枠合板製造設備は、対象事業者の経営力強化を図るとともに、間伐等により生じた国産材を活用した合板の製造で、更なる森林資源の有効活用と安定供給につながるものであることから、本市の中核的産業である林業・木製品製造業の体質強化をはじめ、地域経済の活力再生に資するものであり、本市における復興の円滑かつ迅速な推進に大きく寄与するものである。

6. その他

本計画の策定に際し、法第4条第3項に基づき、宮城県から意見聴取を行った。また、石巻市、石巻商工会議所、株式会社日本政策投資銀行、株式会社街づくりまんぼう、宮城県を構成員とする石巻市復興特区金融協議会（地域協議会）において、法第4条第6項に基づく協議を行った。